

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年11月30日（水）

令和4年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年11月30日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5

○ 議事日程

- 第1 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第57号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 議案第58号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第6 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第31号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14番	石腰	明美	君
区域 3	高橋	宗一	君	区域 4	永野	晃	君

欠席委員

13番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、13番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 2 名にも出席していただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。6 番遠藤信行委員、7 番小澤昇委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第54号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。7 番小澤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○7 番（小澤昇君） 議案第54号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

11月15日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、7 筆、いずれも現況畑、合計4,982㎡でございます。権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。今後につきましては、ハウレンソウ、小松菜を作付けする予定です。

譲受人の耕作面積は、申請地を含み129アールです。該当地区の下限面積は30アールです。

労働力につきましては、本人49歳、従事日数350日、専業、配偶者49歳、従事日数350日、専業、パートが 6 人、延べ従事日数330日でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。次に事務局より補足説明がございます

か。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。7番小澤委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○7番（小澤昇君） 議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご報告いたします。

11月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、1筆、畑、132㎡でございます。申請目的は、資材置場です。農地区分は第3種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、譲受人は、県外に本社がありますが、現在、茅ヶ崎市内に資材置場を借りています。近年、茅ヶ崎市内での仕事が多く、茅ヶ崎近郊からの受注増加による事業拡大のため、新たに資材置場を探していたところ、地権者から承諾を得られた本申請地を選定したとのことです。

工事計画につきましては、整地した後、砕石を敷きます。雨水処理につきましては、敷地内にて自然浸透処理とします。被害防除につきましては、既存土留めを活かし、土留めが無い部分については、コンクリートブロックを新設する計画となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第3、議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件を上程いたします。

1番案件につきましては、区域4永野委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○区域4(永野晃君) 議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

利用権を設定する農地は、3筆、いずれも畑、合計2,709㎡でございます。

権利の存続期間は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件までを一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件から4番案件について、7番小澤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○7番（小澤昇君） 議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件から4番案件までを一括してご報告いたします。

本案件は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

11月14日、事務局2名と現地調査を致しました。

～ 1番案件について内容を説明 ～

特例農地10筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、現況田、3筆、いずれも現況畑、合計1,415㎡につきましては、ネギ、ブロッコリーなどが作付けされているほか準備中でした。

6筆、いずれも現況畑、合計1,972.53㎡につきましては、一体として人参、大根、キャベツなどが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、テラー、トラック、トラクター、脱穀機、稲刈り機、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人93歳、従事日数300日、専業、子69歳、従事日数300日、専業、子の配偶者68歳、従事日数300日、専業、子67歳、従事日数200日、専業、孫35歳、従事日数50日、兼業でございます。

続いて、2番案件をご報告いたします。

11月14日、事務局2名と現地調査を致しました。

～ 2番案件について内容を説明 ～

特例農地5筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、田、1筆、畑、合計1,137㎡では稲刈後のほか、さつまいもが作付けされておりました。

3筆、いずれも畑、合計592.52㎡につきましては、白菜、キャベツ、ニンジンなどが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、脱穀機、バインダー、田植え機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人80歳、従事日数300日、専業、配偶者73歳、従事日数240日、専業、子40歳、従事日数150日、兼業でございます。

続いて、3番案件をご報告いたします。

11月14日、事務局2名と現地調査を致しました。

～ 3番案件について内容を説明 ～

特例農地1筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、500㎡につきましては、とうがらし、白菜、ブロッコリー、大根などが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人69歳、従事日数350日、専業、配偶者69歳、従事日数350日、専業、でございます。

最後に、4番案件をご報告いたします。

11月14日、事務局2名と現地調査を致しました。

～ 4番案件について内容を説明 ～

特例農地21筆の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも畑、合計1,301㎡につきましては、ネギが作付けされているほか、準備中でした。

9筆、いずれも畑、合計5,663㎡につきましては、小カブ、ネギ、キャベツなどが作付けされておりました。

3筆、いずれも現況畑、合計536.82㎡につきましては、一体としてネギが作付けされているほか準備中でした。

5筆、いずれも現況畑、合計2,393㎡につきましては、カブが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、ネギの収穫機、その他一式でございます。

労働力は、本人61歳、従事日数350日、専業、配偶者52歳、従事日数350日、専業、子31歳、従事日数80日、兼業、子29歳、従事日数80日、兼業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件から4番案件まで報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第58号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。

区域3高橋宗一委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○区域3（高橋宗一君） 議案第58号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご報告いたします。

本案は、被相続人が、令和4年9月3日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、相続人より被相続人が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

11月15日、事務局2名と現地調査をしてまいりました。

～ 案件について内容を説明 ～

買い取り申し出地は、8筆、いずれも現況畑、合計1,719㎡でございます。

現地はダイコン、サトイモ、ネギなどが作付けされておりました。

被相続人は、生前、当該地の主たる従事者であり、今後、申請者が耕作していくことが難しいため買い取り申し出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第58号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第6、報告第28号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 7、8ページ、報告第28号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出専決処分の報告についてをご説明いたします。

～ 1番から3番案件について内容を説明 ～

1番案件は、18筆、いずれも現況畑、合計6,381㎡についての届出でございます。

2番案件は、16筆、いずれも現況畑、合計6,135.64㎡についての届出でございます。

3番案件は、14筆、いずれも現況畑、合計4,819㎡についての届出でございます。

これらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長(原田勝幸君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

○6番(遠藤信行君) 2番案件と3番案件の方は、住所地が茅ヶ崎から遠く離れている方ですが、その方から貸すとか売るとかの話は出ていますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 該当の方は、斡旋の希望があるとのことなので、近隣の方で営農したいという方がおられましたら、積極的に斡旋をしていきたいと考えております。

○議長(原田勝幸君) ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご質問がないようですので、報告第28号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長(原田勝幸君) 日程第7、報告第29号、農地法第4条第1項第8号の規定による

農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9ページ、報告第29号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から5番案件で、転用目的は住宅敷地・駐車場敷地・一部道路の住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第29号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第30号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 10ページ、報告第30号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から8番案件で、転用目的は、住宅敷地や駐車場敷地でございます。権利関係は、所有権の移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第30号、農地法第5条第1項第

7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9、報告第31号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 11ページ、報告第31号、利用権の合意解約の報告についてをご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定を行った土地につきまして、茅ヶ崎市より解約同意の通知があったため、報告するものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

1筆、畑、477㎡でございます。

期間は、平成27年2月1日から令和7年1月31日まででしたが、両者の都合により、令和4年9月20日に合意解約の合意が成立したものでございます。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第31号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和4年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時34分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員